

**品川区長 濱野 健様**

# **2020年度 予算要望書**

**2019年 11月8日**

**日本共産党品川区議団**

## 目次

はじめに.....	2
中小企業を区内経済の根幹と位置付けた支援を.....	3
区民の生命とくらし守る福祉の充実を.....	6
( 公有地活用 ) .....	6
( 介護保険制度 ) .....	6
( 高齢者福祉 ) .....	7
( 障害者福祉 ) .....	8
( 生活保護・貧困対策 ) .....	13
( 区民の健康、国民健康保険 ) .....	14
( 子育て支援 ) .....	17
東京一極集中の再開発や道路、羽田新ルートではなく 防災・環境を大事にした住民参加のまちづくりを.....	20
( 羽田空港新ルート計画 ) .....	20
( 超高層再開発・まちづくり ) .....	20
( リサイクル・地球温暖化対策・環境 ) .....	23
( 住宅 ) .....	25
( 防災対策 ) .....	26
( 原発災害 ) .....	31
子どもの人権を尊重し、ゆきとどいた教育を .....	32
住民参加を位置づけ区民サービスの向上を .....	36
権利としてのスポーツ振興の充実を .....	41
若者の声を区政に.....	43

## はじめに

7月の参院選は市民と野党の共闘で13項目の共通政策を結び、全国の1人区全てで野党統一候補擁立が実現し、10選挙区で自公候補に勝利しました。日本共産党は野党に連合政権への協議を呼びかけ、れいわ新選組、社民党と党首会談を行い合意がされました。これまでの自民党政治から新しい政治へ変えようと市民と野党の共闘がさらに前進しています。

安倍政権は日本を戦争できる国にするため改憲に固執し、国民に重い負担を強いる消費税10%への増税を強行。年金をへらし、医療・介護も負担増の社会保障切り捨てです。また地球温暖化による異常気象など大規模災害が相次ぐ中、まともな対策が取られていません。

品川区には、住民の身近な自治体として安倍政権の悪政から区民のいのちとくらしを守る防波堤の役割が求められています。区民に大きな被害をもたらす羽田新ルート計画は、国交省が運用実施を一方的に決定しました。区民と区議会は容認していません。住民の命と暮らしを守るため区長の反対表明が必要です。

またリニア新幹線、特定整備路線、超高層再開発ビルに多額の税金が投入され、住民追い出し、まち壊しが進められています。誰もが住み続けられる品川へ住民合意のまちづくりこそ必要です。

一方で福祉は抑制され、特養ホームや障害者施設は多くの方が入れず、広町開発によるひろまち保育園閉園で親子は大混乱。国保料は高すぎて生活を圧迫しています。学校スタンダードや学力テストなどにより子どもたちは抑圧され学校が息苦しい場所になっています。こうした実態を改善することこそ区の責務です。

福祉を削って貯めた区の基金は、ついに1,034億円にもなり、区の予算も過去最高を更新し続けています。この財政を活用し、一人ひとりの尊厳が守られ、人間らしく暮らせる区政を求めます。国の悪政から区民を守るために、以下517項目の要望を盛り込んだ予算編成を求めます。

## 中小企業を区内経済の根幹と位置付けた支援を

1. 消費税の廃止を目標とすることおよび緊急の課題として消費税を5%に減税することを国に求めること。
2. 「中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、品川区の中小企業施策の basic concept を定めること。同時に、全事業所調査を行い、得られた要望や生活実態などの情報を、商工施策だけでなく、福祉やまちづくりなど幅広い施策に反映させること。また、振興条例の推進体制として、中小企業経営者、金融機関、自治体職員などで構成する「中小企業振興会議」をつくり、中小企業の声を生かすこと。
3. 公契約条例の制定へ、学識経験者や使用者、建設労働者などによる公契約検討委員会を設置し、進めること。条例は、業種ごとの労働報酬下限額を定め、その額の一覧を現場でのポスター掲示や窓口での閲覧可能にするなど労働者も知ることができるようにして、実効性ある中身にすること。
4. 建設業界の人材不足解消へ、世田谷区が実施している建設体験ツアーなど、建設組合と連携した中高生を対象にした建設企業の現場見学や職場体験などを品川区でも実施し、若者の採用を支援すること。
5. 品川区の公共工事従事者に建設業退職金共済制度の周知徹底へ現場での説明会やポスター掲示などを行うこと。公共工事では受注者に共済証紙添付枚数の報告などを義務付け、区による確認作業を実施すること。
6. 「品川区住宅まつり」への助成金を更に増額すること。
7. ダンピング防止へ、工事請負契約における最低制限価格を設定する工事の対象金額を現行の「予定価格1000万円以上」から引き下げる。
8. 区内中小企業に仕事が回る仕組みを一層強めるために、小規模事業者登録制度を作ること。区が発注する物品購入や公共事業、事業委託などは、引き続き区内中小企業に対して行い、一層徹底させて、中小企業支援を強めること。また、大規模なものは分割するなどして引き続き区内中小企業に対して行い、一層徹底させて、中小企業支援を強めること。
9. 経営支援融資あつ旋制度の本人負担利率ゼロを継続すること。また、区が紹介したケースは信用保証協会で認められるよう働きかけること。
10. 中小企業への貸し渋りを防ぐために、一般保証制度とセーフティーネット保証5号に導入された部分保証（責任共有制度）を、全額保証に戻し、経営状況に応じて格差のつけられた保証料率も元のように改めるよう国に働きかけること。
11. 勤労者生活資金融資あつ旋制度を区の制度として復活すること。
12. 工場家賃や動力などの固定費補助をすること。

13. 業者婦人の生活・健康・医療・労働などの実態調査をすること。
14. 自家労賃を必要経費と認めて、家族従業者の人格・人権、労働を正当に評価するため、所得税法第56条の廃止を国に求めること。
15. 地域産業振興のため、商業・工業の実態調査など丁寧に実施し、地元企業の意見を区政に反映すること。
16. 大型店・大手資本の出店を規制するため、事前に商店街への売上影響調査を実施し、出店を希望する大型店と商店街や近隣住民との協議の場を義務付けること。大型店・大手資本の出店の情報を得たときにはすぐに商店街や近隣住民に情報提供し協議の後押しをすること。
17. チェーン店をはじめ新規商店に商店街加入の指導を徹底すること。
18. 生活に必要な生鮮三品を扱う商店が経営維持できるよう支援を強めること。また、生鮮三品を扱う商店のない商店街や地域へ、個店の出店支援策を実施すること。
19. 商店街支援策の策定にあたって、消費者の意見を反映させるアンケート調査を定期的に実施すること。
20. 商店街装飾灯電気代補助増額を恒久的な制度とすること。また、電気代と改修費用は全額補助に増額すること。LED やソーラー・ハイブリッド型への切り替え補助の制度を充実させること。電気料金値上げ時はその分を商店街負担としない対策をとること。
21. プレミアム商品券を継続し、増額すること。
22. 区商連事務局の人材確保と機能強化のため、運営費助成を実施すること。
23. 商店街に自転車・バイク駐輪場、トイレ、お休み処の設置を働きかけ、必要な支援制度を実施すること。
24. 商店街のイベント事業に必要な資機材置場確保に向け家賃助成など支援を実施すること。
25. 東京都中小企業振興公社が行っている「若手・女性リーダー応援プログラム助成事業」、「商店街起業・承継支援事業」なども参考に、商店街振興や空き店舗を活用した若者の創業支援として、内装や外装への工事費助成や空き店舗の紹介、一定期間の家賃助成など出店支援策を実施すること。
26. 八潮の商業施設については、キーテナントの存続、魅力ある店舗づくりに向けて、アンケートを取り消費者ニーズをつかむこと。また、営業時間の拡大、高齢者なども直接買い物に行けるよう送迎用電動機付自転車等による送迎体制の整備へ、様々な支援策を講じること。
27. 商店街でのマンション建設にあたっては、住民要望に沿って店舗の併設を義務付けること。
28. 中小企業の経営が継続できるように雇用調整助成金の助成を全額助成とす

るよう国に求めること。

29. 「助け合い」の精神でつくられている「自主共済」を保障するため、保険業法の対象外とし、法整備をはかるように国に働きかけること。
30. 地域経済の健全な発展と区民生活を守るために、大企業に対し、賃金引き上げ、雇用の拡大と正規雇用化、下請け単価の引き上げ、生産の海外移転を国内に切り替えるよう働きかけること。
31. 住宅改善工事助成事業は、耐震補助工事や同時に行う工事を含むなどとした対象を継続し、各施設にパンフレットを置くなど周知の徹底と、補助額及び補助割合の引き上げや前回利用から一定年数経過及び別の部位・工事内容の場合再度利用できるようにすること。子育て世代への割り増しなど助成内容の拡充、通年受付を実施すること。また、業者が提出する申請書類の負担軽減につとめること。
32. 空き家対策での公共目的での活用時の改修や工事の依頼先には、地元施工業者を紹介する窓口・「品川区住宅センター協議会」を紹介・活用すること。
33. 個人商店などの店舗改修に補助をつくり、地元業者の仕事づくりにつなげること。
34. 大田区が支援している「下町ボブスレー」も参考に、区内中小企業の高い技術力やネットワークの力を一体的に生かした、技術の継承やものづくりのPR、商品開発、販路拡大への支援を実施すること。
35. 商店街の各種イベント助成の案内チラシについて、引き続き、次回の商店街が主催する事業の告知はもちろん、区民まつりや学校、地域等の行事日程についても、一定程度の掲載を可能にすること。

## **区民の生命とくらし守る福祉の充実を**

### **( 公有地活用 )**

1. 林試の森公園隣りの公有地に、特養ホームや障害者施設を増設すること。現在の施設整備計画の最大の根拠とした避難有効面積について、近隣建物の現況の構造データをもとに再算出するよう都に求め、住民に公開する計画説明会を開くこと。
2. 旧荏原第四中学校の暫定活用後は、災害時の避難所（日常は集会所として地域に開放）とともに特養ホームや老人健康保健施設、障害者施設などを増設すること。
3. 東大井都営住宅跡地に特養ホームや障害者施設を増設すること。

### **( 介護保険制度 )**

1. 2015 年度から改悪されてきた介護保険制度の改悪①特養ホーム入所対象者を要介護度 3 以上に限定②一定所得以上の利用料を 2 割、3 割に負担増③特養ホーム入所者への補足給付の要件に資産や配偶者の収入を加えたこと④高額介護サービス費の上限引き上げを元に戻すよう国に求めること。また、今後改悪が狙われている①利用料 2 割に負担増②要介護 1・2 の総合事業化③ベッドなど福祉用具貸与やケアプラン作成費の保険外しなどを行わないよう国に求めること。
2. 総合事業によって要支援者に対する訪問介護と通所介護の無資格者によるサービスへの置換えを行わないこと。事業者に対する単価を引き上げること。希望する人の介護認定を保証すること。
3. 低所得者に対する介護保険の利用料減免制度をつくること。
4. 特別養護老人ホームは小規模だけでなく一定規模も含めて、時期と増床数を明確にした増設計画をたてること。老人保健施設を増設すること。また、用地取得の補助制度をつくるよう都や国に求めること。
5. 認知症グループホームを増設し、誰もが入れる利用料に減免制度を拡充すること。
6. ケアホームは一般財源を投入し減免制度をつくり、国民年金の人も入れる利用料にすること。
7. 65 歳以上の保険料でまかなっている市町村特別給付のサービスは一般財源で行うこと。
8. 介護労働者の賃金引き上げや人材確保のために、保険料に跳ね返らない処遇

改善交付金の復活と対象の拡大を国に求める。区も独自策を設け、上乗せすること。

9. 他の自治体と比較しても低く出ている介護認定を、高齢者の実態に合わせた認定に改善すること。
10. 品川介護福祉専門学校の授業料は値上げ前の 2013 年度の水準に戻し、必要な運営費は区が助成すること。
11. 地域包括ケアシステム推進事業として行ってきた多職種連携システムは、今まで一緒に進めてきた医師会と連携して拡充すること。
12. 地域包括支援センターの職員配置は、国や品川区の条例で定める高齢者 3,000～6,000 人に対し一人の社会福祉士、主任ケアマネージャー、保健師等の 3 職種を配置すること。在宅介護支援センターを地域包括支援センターのプランチと位置づけるのであれば 3 職種は必ず配置すること。

### ( 高齢者福祉 )

1. 年齢で高齢者を差別する後期高齢者医療制度の廃止を国に求める。
2. 後期高齢者医療保険制度の特例軽減措置を元に戻すよう国に求める。
3. 医師会に委託している後期高齢者健診の説明料は、国保基本健診と同等の単価設定にすること。
4. 70～74 才の医療費窓口 2 割負担を、1 割に戻すよう国に求める。また、改悪が狙われている 75 歳以上の医療費窓口 2 割負担など新たな負担増を行わないよう国に求める。
5. 高齢者の医療費無料制度を国や都に求める。緊急対策として、高齢者入院費用の負担軽減策を区独自で実施すること。
6. 加齢性難聴者への補聴器購入費助成制度をつくること。
7. 難聴の早期診断、早期対応のために基本健診に聴力検査を導入すること。
8. 入院時の紙おむつ代助成制度の所得制限をなくし、さらに増額すること。在宅の紙おむつ支給は、対象を要支援の使用者まで拡大し、枚数も増やすこと。
9. 在宅サービスセンターの配食サービスは利用料を引き下げ、希望者には毎日提供できる体制をとること。学校給食の配食サービスを復活させること。
10. 歩行困難な高齢者にシルバーカーの現物支給や購入費助成を行うこと。
11. 緊急通報システムは利用料を引き下げ、住民税非課税世帯は無料とすること。ペンダントを防水型にすること。申請は区役所窓口でも受け付けること。
12. 孤独死を防止するため、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の実態調査を定期的に行い、命守る対策を区が責任を持って行うこと。区がひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯としている「70 歳以上で、居住地の周囲 500m

以内に2親等以内の親族がいないひとり暮らしの高齢者」「65歳以上の人のみで構成され、居住地の周囲500m以内に2親等以内の親族がいない世帯」の条件はつけず、65歳以上のすべてのひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯を把握すること。

13. 障害者に準ずる税金控除が受けられる為の「認定証」の発行を、要介護1・2まで拡大すること。認定証発行の対象者には、ケアマネージャーや区の窓口、介護施設を通じた周知の徹底を図ること。
14. 日常生活用具等給付事業（自動消火装置、ガス安全システム、電磁調理器）の対象について、現状の65歳以上の認知症高齢者でひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯から、要介護高齢者及び認知症高齢者がいる世帯へ対象拡大を行うこと。また、制度の周知徹底をはかること。
15. 高齢者肺炎球菌ワクチンの再接種費用の助成対象者を、心臓、腎臓、呼吸器疾患および免疫機能障害を有する人と限定せず、希望者全員とすること。助成額を増額し、現在の自己負担4,000円の軽減を図ること。
16. 八潮団地に浴室付きシルバーセンターをつくること。

### （障害者福祉）

1. 障害者権利条約実現へ、障害者自立支援法違憲訴訟団と国が結んだ「基本合意」、障害者自立支援法を廃止してそれにかわる障害者総合福祉法制を審議した総合福祉部会の「骨格提言」にもとづいた「障害者総合福祉法」に改正するよう国に求めること。利用者負担は原則無料にするとともに障害区分認定はやめ、障害者が安心して暮らせるよう個々の必要性に即したサービスを受けられるよう国に求めること。
2. 障害者差別解消法の実効性を高めるための条例制定をすること。
3. 2016年度より自治体に義務づけられた障害者に対する合理的配慮について、職員に対する対応マニュアルだけでなく、社会的障壁をなくすためのソフト・ハード両面の施策を検討し拡充すること。
4. 障害福祉課の相談窓口は、障害者福祉の制度に精通した対応が取れる体制とすること。
5. 障害者の声を広く聞けるよう、品川区地域自立支援協議会に、視覚障害、精神障害、聴覚障害、肢体障害など障害種ごとの当事者を委員として選出すること。
6. 障害者のケアプランをつくる事業所（指定特定相談支援事業所）を増やすこと。増やすにあたっては、様々な社会福祉法人が参入できる公募で行うこと。
7. 障害者の就労支援は身体障害者だけでなく、知的障害者や精神障害者、発達

障害者、視覚障害者、聴覚障害者などそれぞれに雇用の目標を定め、区役所に雇用の場をつくること。区内の社会福祉法人に対しても、法定雇用率を超える障害者雇用の確保を指導・支援すること。区内企業に対し、障害者の雇用促進を働きかけること。

8. 図書館に視覚障害者の雇用を復活させること。
9. 就労継続支援B型と生活介護施設の増設を直ちに行い、特別支援学校卒業後の希望者を全員受け入れる定員を確保すること。定員を大きく超えて受け入れている状況を是正すること。きめ細かな対応ができる職員配置を行い、作業内容も充実させること。
10. 障害者雇用を促進するための「チャレンジ雇用」を区として行うこと。
11. ショートステイを施設併設型や単独型など計画的に増設・増床を進めること。  
児童専用のショートステイを設置すること。医師や看護師など、職員体制を確保した医療的ケア児者のショートステイを設置すること。
12. 知的・精神障害者の地域での住まいの場であるグループホームを増設すること。居室は十分な広さを確保すること。また、暮らし方の選択肢を広げるためにも体験型グループホームを設置し、自立を支援すること。
13. 区内の精神障害者の滞在型グループホームをつくること。
14. 東京都及び品川区が実施しているグループホームへの家賃助成は、引き続き継続すること。負担軽減をさらに進めること。
15. 「親亡き後」施設の建設について、当事者参加を位置づけて検討を行い、障害者の親が高齢になっても地域で安心して暮らせるよう施設の建設など高齢化対策をすすめること。
16. 知的障害者のガイドヘルパー、視覚障害者の同行援護の利用時間数を本人の希望に合わせて拡大し、社会参加を保障すること。利用要件は就労や通学なども認めるよう国に働きかけること。それまでは区が独自に地域生活支援事業として行うこと。区として人材確保の対策を行うこと。
17. 障害者の65歳介護保険優先の仕組みをやめるよう国に求めること。これまでのサービスが削減されないよう介護保険にないサービスは障害者福祉サービスとして利用できるようにすること。介護保険を申請しない場合は、引き続き障害福祉サービスを継続すること。
18. 知的障害者が選挙権を行使できるよう、障害者向け演説会やわかり易いパンフレット作成など候補者の政策や主張、経歴などがわかるような工夫を行うこと。また、引き続き模擬投票など充実させること。
19. 障害者の医療費助成は、手帳保持者全員を対象とするよう国に求めること。国が制度化するまでは、区が独自に行うこと。心身障害者(児)医療費助成の対象を精神障害者保健福祉手帳2級まで拡大すること。

20. 日中一時預かり事業（にじの広場）は、放課後一時預かりや長期休暇中の預かりなど、保護者の希望通り利用できるように整備すること。平成29年度引き下げられた日中一時支援事業利用料はさらに引き下げ、障害児家庭と健常児家庭の放課後対策における負担額の格差解消を行うこと。障害者も利用できるよう対象の拡大をすること。
21. 未就学児の療育は、2歳を目安にするのではなく、出産直後から開始できるよう体制を整えること。すべての保健センターに、知的障害児など専門の相談ができる保健師の配置をすること。
22. デイジー再生機の給付対象を希望する人に広げること。
23. スマートフォンやタブレット端末により気軽に情報を得られるよう、心身障害者福祉会館内にフリーWi-Fiを設置すること。
24. 視覚障害者が使う白杖が破損した場合、5年以内であっても直ちに修理や交換を行うこと。パソコンや時計なども年数に限らず交換できる仕組みとすること。
25. きゅりあんについて、トイレへの誘導ブロックの設置と、点字ブロックは凹凸が新しい基準をクリアしたものに取り替えること。
26. 視覚障害者が必要とする場所に、当事者参加で音響信号機とエスコートゾーンをセットで設置すること。特に①東急大井町駅からイトーヨーカドー並びにイトーヨーカドーからJR陸橋までの横断歩道。②JR大井町駅中央口から阪急食品館に渡る横断歩道。③阪急食品館から東京三菱UFJ銀行までの横断歩道。
27. 品川保健センター前第一京浜と山手通りの横断歩道。⑤品川警察署前のバス停の鮫洲寄りの横断歩道。⑥都立八潮高校とイオンの交差点。⑦中原街道と26号線との平塚橋交差点。⑧戸越公園駅前商店街と26号線の交差点。⑨武蔵小山駅周辺など早急に設置すること。
28. 点字ブロックを①ゼームス坂一帯②東急大井町線下神明駅から荏原第五地域センター④目黒川御成橋から品川区総合体育館⑤東品川シルバーセンター前のバス停からシルバーセンター入り口⑥京急青物横丁駅から青物横丁駅前バス停までに早急に敷設すること。
29. 全てのバス停、タクシー乗り場、交差点に点字ブロックを設置すること。また、全てのJR、地下鉄など鉄道の出入り口とバス停、タクシー乗り場をつなぐ点字ブロックを設置すること。
30. 心身障害者福祉会館の階段の始まり部分に、注意喚起用点字ブロックを当事者の意見を取り入れ敷設すること。
31. 全ての駅に、ホームドアの設置をするよう鉄道事業者に働きかけること。特に、心身障害者福祉会館や昭和大学病院がある東急旗の台駅の池上線は、ホ

ーム柵ではなく可動式ホームドア設置をすること。ホームドアが付くまでは、駅員の付き添いを徹底すること。

32. 歩道を車イスがスムーズに通れるよう区内全域の調査を行い、歩道内に設置された電柱の移動やきつい傾斜の改善を行うこと。
33. 東急池上線五反田駅の改札口からJR五反田駅東口バス停及び都営浅草線をつなぐ横断歩道橋について、エレベーター設置やスロープ設置など、バリアフリー化を進めること。当面、障害がある方の移動確保へ、JR東日本と協議し、JR五反田駅構内を通過できるようにすること。
34. シルバーセンターでのマッサージ師の報酬の増額と、同行援護をシルバーセンターまでの往復の利用を可能にすること。
35. 宿泊研修旅行に必要な同行援護は、別枠で付与すること。
36. 通所施設への報酬を「日払い方式」から「月払い方式」に戻すよう国に働きかけること。施設への運営費助成を増額すること。
37. 重度訪問介護等の障害福祉サービスは、必要な時間数の給付をすること。
38. 品川区立障害児者総合支援施設のショートステイ、日中一時支援、通所(生活介護)は、体制整備を行い、医療的ケアを必要とする重度重複障害児者(人工呼吸器使用者を含む)を受け入れられるようにすること。
39. 品川区内の通所施設(生活介護)が、痰吸引・鼻腔経管栄養・胃ろうでの注入に対応できるようにすること。
40. 区内の主な施設には、必ず一箇所はユニバーサルシート(介護用ベッド)が設置されたトイレをつくること。
41. 飲食店など民間事業者がバリアフリーの改修を行うための費用の助成制度を創設すること。
42. 福祉タクシー利用券、自動車燃料費の支給額を増やすこと。
43. 紙おむつ支給の対象者を利用者全員に拡大すること。
44. 緊急通報システムの対象に重度障害者のいる世帯を加えること。
45. リフト・寝台付タクシーの送迎および予約料を助成すること。
46. 心身障害者福祉会館で貸し出しているリフト付ワゴン車は低床車とし、カーナビを設置すること。
47. 心身障害者福祉会館に、利用者の駐車場を整備すること。
48. 心身障害者福祉会館のレーザーカラオケは新しい機器に買い換えること。
49. 障害者福祉手当は第1種手当、第2種手当共に増額すること。第2種手当の精神障害者手当の対象を1級のみでなく2級まで拡大し、あわせて他の障害者に比べて少ない手当の額をさらに増額すること。
50. 心身障害者福祉手当の知的4度、身体3級と難病手当をさらに増額すること。

51. 「だれでもトイレ」(多機能トイレ)の設置場所を増やし自動ドア化すること。  
既存の公園に多目的トイレを計画的に設置していくこと。大型民間施設や商店街等での設置状況を調査し、当事者参加で話し合い設置や改善を指導・支援すること。
52. 中小企業センター2階の誰でもトイレは、電動車椅子が回転できるよう改善すること。
53. 区内の通所施設利用者の健康診断費用と交通費の助成制度を元に戻すこと。
54. 精神障害者の地域生活支援のために、精神科医を含む専門チームによる支援制度 ACT 包括型地域生活支援事業を充実させ、品川区障害児者総合支援施設内につくること。
55. 精神障害者生活支援センターを増設し、精神障害者への支援体制を強化すること。
56. 精神障害者が働く能力を発揮できるよう、精神障害者のための独自のプログラムによる職業訓練に取り組むこと。
57. 精神障害者の症状悪化に伴う緊急入院について、救急車の利用が断られやむなく警備会社に多額の料金を支払うか、パトカーで強制的に入院せざるを得ない現状を改善し、緊急入院ができるよう経済的負担の軽減や仕組みづくりの検討をすすめること。
58. 精神障害者も身体・知的障害者と同様に JR など交通運賃割引制度の適用対象にするよう国に働きかけること。
59. 精神疾患の早期発見のため、学校教育の中に精神障害についての理解を深めるカリキュラムを設けること。
60. 2025 年デフリンピック日本招致にあたり、東京都が開催候補地となるよう都に働きかけること。
61. 手話は言語であるとの認識のもと、手話に関する理解促進や手話を使用しやすい環境整備へ、手話言語条例を制定すること。
62. 講演会や学習会、各種事業などに、手話通訳や要約筆記者等の派遣にかかる費用の助成を行うこと。区が養成講座を行い手話通訳、要約筆記者等を養成し、大幅増員すること。要約筆記者派遣の対象者を手帳保持者に限定せず、必要な人に拡大すること。
63. 区のコミュニケーション講座とは別に、中途聴覚障害者、難聴者が手話を習得するため継続した学習の場である手話講座を行うこと。
64. 区役所窓口や区有施設に磁気ループを常設すること。施設に必要な数の受信機の配備を行うこと。貸し出し用可搬式磁気ループと受信機・専用ピンマイクを配備すること。区民が利用できるよう、磁気ループについて周知すること。

65. OHC（オーバーヘッドカメラ）とプロジェクターを購入し、要約筆記等のため貸し出すこと。
66. しながわケーブルテレビ放送における字幕付与を進めること。
67. 区の職員が障害者の現場の実態を把握できるよう、区直営の施設をつくることや職員派遣などすること。

### （ 生活保護・貧困対策 ）

1. 生活保護法改悪と基準引き下げをやめ、今まで下げた分を元に戻すこと、「生活保護法」は「生活保障法」に改めることを国に求めること。憲法の理念に沿った生活保護基準の引き上げを国に求めること。
2. 生活保護の住宅扶助は引き上げること、2人世帯の住宅扶助の引き下げを元に戻すこと、人数が増えるごとの増額を国に求めること。
3. 老齢加算と母子加算を元に戻すよう国に働きかけること。
4. 生活保護申請書を窓口に置き、本人の申し出によりただちに申請を受け付けること。また、昼休み時間にも窓口を開くこと。資産調査のための一括同意書は止め、申請者の人権に十分配慮すること。
5. 医療券は医療証に改善すること。
6. 生活保護世帯の入浴券の枚数を増やすこと。法外援護の削減はやめ、元に戻すこと。
7. 生活保護の手引きを生活福祉課の窓口、地域センター、文化センター、保健所など区有施設の窓口に置き、区民に制度の理解・周知を図ること。
8. 年金受給者や就労者だけでなく、全ての生活保護世帯が冷房機器を設置できる仕組みに改善すること。
9. 生活保護世帯に対し、熱中症予防として冷房機が使用できるよう、電気代補助として夏季加算を設けるよう国に働きかけること。国が行うまでの間、区が法外援護として行うこと。
10. 生活保護世帯や低所得者が社会福祉協議会から「生活資金貸付金」の借り入れ・分割払いでのエアコン設置ができ、生活保護では収入認定もされないことを、制度の案内チラシを作り対象者に周知すること。
11. 2018年4月からの新たな助成制度—生活保護を新規で受ける時と生活保護世帯で転居した時のエアコン設置が可能になったことの周知を図ること。
12. さくらハウスやエスエスエスなどの無料低額宿泊所や新風寮について、実態を把握し、プライバシーや人権が守れる施設整備へ改善し、相談体制の充実、居宅保護への移行を丁寧に進めること。
13. 生活保護受給者を措置している介護付き老人住宅の実態把握と適切な対応

を行うこと。

14. 脱法ハウスの実態調査と改善をはかること。
15. 路上生活者の調査は公園だけでなく、駅前や24時間営業のファミリーレストラン等も含め住宅喪失者の実態調査を行うこと。
16. 生活保護申請時、アパートが見つかるまで宿泊する場所は、ビジネスホテルなども対象とし、対応すること。
17. くらし、健康、雇用、営業の総合相談窓口（ワンストップサービス）を設置し、パンフレットなど周知に努めること。
18. 生活困窮者に対し、特別区税減免制度を活用すること。
19. 応急小口生活資金の貸付は、区も実施すること。
20. 年末年始、ゴールデンウィーク、シルバーウィークなど長期休暇は福祉事務所の窓口を開設し、相談体制をとること。
21. 各種相談窓口で、生活困窮の実態が把握された場合は、生活保護の制度周知を徹底すること。
22. 子どもの貧困を自己責任にせず、貧困を断ち切るために子どもの貧困の実態調査を行うこと。生活保護受給者に高校卒業後の進学を認め、保護費で生活を保障するよう国に働きかけること。
23. 子どもだけでなく、若者、母子家庭、高齢者など区民に広がる貧困の実態を把握するため区として調査し、貧困から脱却する対策を検討すること。
24. 生活保護のケースワーカーの過重負担を軽減し、受給者へのきめ細かな対応ができるよう社会福祉法で定めた基準の担当人員とするための増員を行うこと。
25. 母子相談窓口での相談者のプライバシーが守られ安心して相談できるようベースの設置場所・活用の検討をすること。
26. 庁舎に掲げた垂れ幕「滞納はさせない、放置しない、逃がさない」は滞納者を追い詰めるものであり、二度と掲げないこと。

### （ 区民の健康、国民健康保険 ）

1. 国民健康保険は、国庫負担を1兆円規模で増額し、協会けんぽ並みに引き下げるよう国に求めること。都からの補助金増額を求める。区が削減した一般財源からの法定外繰り入れを元に戻し、国保料を引き下げること。区独自に、子どもの国保料無料化を行うこと。
2. 国保の短期証の窓口の留め置きをやめ、全ての人に保険証が行き渡るようにすること。資格証明書の発行はやめること。子どもや医療が必要な人に對して保険証を無条件で交付すること。

3. 徴収法で定める「差し押さえ禁止額」以下の預貯金の差し押さえを行わないこと。連絡がつかず、滞納者の実態を把握しないまま一方的な差し押さえはしないこと。
4. 国保料の収納率向上に関わる取組成績別交付金制度をやめよう都に求めること。
5. 滞納整理の窓口対応は、相談者の人権を守り、強引な取り立てはやめること。相談者のプライバシーが守られ安心して相談できるようブースの設置など対策をとり、住民の苦難を解決する生活再建策を示す相談に転換すること。真っ赤な封筒などでの差押さえ通告は直ちに止めること。
6. 国保基本健診は、区の補助金を投入し、保険料算定としないこと。他区との相互乗り入れを実施すること。基本健診に胸部レントゲン検査、聴力検査、眼科健診（白内障、緑内障、加齢黄斑変性などの検査）、骨密度測定、腹部エコーを入れること。受診率向上のための啓発を強化すること。
7. 生活保護受給者の品川区健診委託料の請求書を紙ではなく、基本健診と同様電子媒体に変更し、電子化経費を支給すること。
8. 早期発見のため、各種がん検診は無料とすること。
9. 胃ガン検診は一般の医療機関でも受けられるようにし、バリウム検査と胃カメラ検査を選択できるようにすること。
10. 胃がんリスク検診は対象年齢に40歳、45歳を加え、無料にすること。ピロリ抗体値の判定基準の変更によって新たに胃内視鏡検査を勧奨する区民の精度管理を行う対策を取ること。
11. 肺がん検診のヘリカルCTの自己負担軽減へ助成額を増額すること。
12. 乳がん検診は体制を整え、希望者が毎年受診できるようにすること。
13. 20歳からの健康診査の対象を15歳以上に拡大すること。健診内容に胸部レントゲンを入れること。成人歯科健診とセットで受診できるようにすること。
14. 成人歯科健診の対象を15歳からとし、年齢制限なく毎年実施とすること。健診内容に歯科レントゲンを入れること。
15. 70歳以上の高齢者にフレイルや認知機能、感覚機能などの機能低下を早期に捉え対応できるように、身体・精神・口腔のフレイルチェック、難聴検診、眼科検診など組み合わせた「高齢者セット検診」を実施すること。
16. 3歳児健康診査における視力検査に「手持ち自動判定機能付きフォトスクリーナー」を導入すること。
17. 受動喫煙の被害から区民を守るため、屋内全面禁煙に向けた取り組みへ受動喫煙防止条例を制定すること。喫煙者への禁煙支援・治療への支援を行うこと。学校での喫煙防止教育を強化すること。

18. 過度のダイエットから女性の健康を守るための啓発に努めること。
19. こころの健康づくりの各種事業について、必要な人が受けられるよう周知徹底を図ること。
20. 各種事業を充実させる為、他区と比べて配置が少ない保健師を増員すること。
21. 東京都に、喘息患者の医療費助成制度を復活し恒久的な制度とするよう求めること。
22. 難病患者の医療費自己負担の値上げを元に戻すよう国に求めること。
23. インフルエンザの予防接種を希望する人に全額助成し、国に無料化を求めるこ
24. 帯状疱疹ワクチンや就学前の三種混合ワクチンの助成制度をつくること。
25. 南品川、東大井地域など公衆浴場がない地域に対して、関ヶ原シルバーセンターの浴室や区立公衆浴場の設置、コミュニティーバスなどの移動支援などを行うこと。
26. 公衆浴場の建物・経営実態調査を行い、営業継続への支援を強化すること。  
建て替えや改修費用、公衆浴場商業協同組合が行う「友湯セントースタンプラリー事業」への助成を増額すること。
27. 希望する高齢者に入浴券を配布すること。
28. 病院や診療所、公衆浴場の耐震診断を無料で実施し、耐震改修助成制度、棚やロッカーなどの転倒防止助成制度を創設すること。
29. 病院・診療所・介護施設・障害者施設・医師会館の防災備蓄・装備・備品の補助をすること。
30. 大規模災害発生時、区民が怪我や病気など救急医療が必要となった場合、救急医療救護所に行けるよう、指定機関を区民に周知すること。また、発災直後3日間は地域の診療所は閉鎖し、医師は緊急医療救護所で医療救護活動に従事するという体制やその仕組みについて、区民に周知すること。  
医療救護活動に従事する医師に対して区が統一した医師の装備（従事服など）を必要数支給すること。
31. 医療機関や保育、教育施設など公共性の高い民間施設に対して、AEDの新規購入と維持管理への助成制度をつくること。
32. 高齢の在宅患者の急性期治療において治療効果を発揮できるよう、区内に地域医療支援病院・在宅診療支援病院の設置に向けて検討すること。
33. 医師会における、がん検診の受診率向上・データ管理の負担軽減につながる設備のデジタル化など設備充実のための助成をすること。
34. 医師会の休日診療継続のため、医師だけでなく看護師や事務員の委託料・補助金の増額をすること。シルバーウィークもゴールデンウィークと同じ

委託料とすること。

35. 健康センターのトレーニングジムの高齢者や障害者の利用料の減免制度を作ること。
36. 犬・猫のペット殺処分ゼロへ、ペットショップやブリーダーから購入する以外に、動物愛護相談センターやボランティア団体などが保護している動物を譲渡するという選択肢があることの周知・啓発を行うこと。区内で保護や譲渡の活動をしている団体やNPOなどの状況を把握・連携し、支援すること。

※ 高齢者・障害者の防災対策は、P. 26～（防災対策）に記載しています。

#### （子育て支援）

1. 子どもすこやか医療費助成制度の18才までの助成は入院費だけでなく外来まで拡大すること。
2. 安心して出産できる産科医療体制の充実を国に求めること。
3. 子どもの出生を祝い、出産費用の負担軽減を行うため、出産祝い金制度を創設すること。また出産費用を原則無料にするために医療保険から支給される出産育児一時金の増額を国に働きかけること。
4. 不妊治療について保険適用を国に求めること。また、自己負担軽減策を充実すること。
5. 児童手当の額を増額し、毎月支給とし、所得制限の撤廃をすること。対象年齢を18歳に拡大するよう国に求めること。
6. 国と都に対して公立保育園の用地取得費、施設整備費、保育園運営費などの支援を求めるこ。
7. 国と都に対し、保育士の配置基準や施設基準の規制緩和を止め、安心して預けられる保育園にするため保育士配置などを拡充するよう求めること。また1歳児は保育士の配置基準を4：1にするよう求めること。
8. 産休、育休、病欠代替は年間補充要員で確保すること。
9. 実施された子ども・子育て支援新制度は、以下の点を取り入れること。
  - ① 子どもの権利保障を基本に、格差のない保育・教育を行うこと
  - ② 児童福祉法第24条1項市町村の保育実施責任を最大限にとること
  - ③ 現行の保育水準を後退させず、維持・拡充を図ること。
10. 待機児解消は区立認可保育園増設を柱とすること。緊急対策を講じ来年4月に待機児ゼロを実現するため、区の責任において、希望するすべての子どもが認可保育園に入園できるよう増設すること。

11. 待機児解消のため、引き続き地域・年齢別の保育需要をつかみ対応すること。
12. 認可保育園の詰め込み保育をさらに進める面積基準の緩和を行わないこと。定員数を守るためにオーバーしている園は是正すること。
13. 認可保育園への園庭設置の義務付けと財政支援を行うこと。
14. 保育園給食の民間委託は直営に戻すこと。また、栄養士をゼロ歳児園に配置してアレルギー対応をはじめ様々な相談を受けられるようすること。
15. 5歳児を切り離す小学校での保育は止めること。
16. 区立認可保育園の民営化方針は撤回すること。
17. 区立ひろまち保育園の契約解除について、原因と区の責任を明らかにし、繰り返さないよう教訓とすること。
18. 区立ひろまち保育園は2021年3月の閉園は止め、在園児が卒園するまで保育園を続けること、あるいは在園児が路頭に迷うことがないよう区立保育園をつくり受け皿を確保すること。
19. 0～2才児の保育料は2016年4月からの認可保育園と区立幼稚園の保育料値上げは元に戻し、無償化を目指すこと。また、戸籍上の第2子以降の保育料はただちに無料とすること。
20. 私立認可保育園や認証保育園の新設にあたって、国と都に用地費補助の創設を求めるとともに、区も支援すること。
21. 私立認可保育園の保育水準を維持できるよう運営費助成制度を充実すること。保育士の基本給を引き上げるため国に公定価格の見直しを、都に支援を求め、区としても独自に助成を行うこと。見直しについては保育士以外の職員の待遇改善も含め関係者の合意のもとに進めること。
22. 認可保育園の増設に伴い園医の過重負担について改善を検討すること。また、入園健診や定期検診、登園許可証などの提出書類のフォーマットを公立・私立ともに統一すること。
23. 認証保育園、認可外施設の保育料助成額は、すべての年齢にわたって認可保育園との差額分とすること。また保育料助成条件「月160時間以上」の要件を緩和し、助成金は毎月支給とすること。
24. 区立保育園の看護師の欠員を補充すること。
25. 男性保育士に対応した、更衣室、トイレを確保する等区立保育園職場の環境整備を行うこと。また、保護者の利用実態を鑑み、大人の男性用トイレは早急に確保すること。
26. 学童保育クラブを復活すること。
27. すまいるスクールの利用料は無料に戻すこと。
28. すまいるスクールの利用人数に見合った施設の広さを確保すること。

29. 児童センター、すまいるスクールの運営委託は止め、指定管理者制度の導入は行わないこと。
30. 児童センター、すまいるスクールに配置される福祉職（児童指導員）の採用を再開すること。
31. すまいるスクールに正規専任指導員を複数配置し、全児童におやつを提供すること。
32. 親の就労ですまいるスクールを4年生以降も利用する障害児は19時まで利用できるようすること。
33. 保育園、すまいるスクールの障害児等に正規職員の加配を行うこと。また保護者が加配の要望を出した時はきちんと対応すること。
34. 保育園、児童センター、子育て支援センターなどの備品費や教材費を増額し、就学前の子どもと親の居場所づくりを充実させること。また、子育ての孤立を防ぎ、相談機能を高めるために専任相談職員を区立保育園、児童センターの全てに配置すること。
35. 児童センターは館長の役割発揮をサポートするために館長館（13館）に各1名を増員し委託館を含め、児童センターの運営を充実させること。
36. 子どもが野球やサッカーなどボール遊びのできる公園を整備すること。
37. 専任指導員を配置した、子どもが主体的に遊び、遊びを通して創造性や社会性を身に付けられるようなプレイパークを各地につくること。
38. 地域の遊び場が不足している実態をつかみ、乳幼児を安心して遊ばせることができる公園を増設し、周知をすること。
39. 障害児の早期療育と保護者の精神面でのサポートのためオアシスルームなどでの相談時に子ども発達相談室の周知などスムーズに対応できるよう保育課と障害者福祉課が連携すること。
40. 大雨や台風など急な災害で学校を休校とする時の対応について、自宅に一人でいる低学年の子どもへの支援を検討すること。また、天候の回復などで、授業の再開が可能な際のルールを作成すること。
41. 子ども若者応援フリースペースについて、引きこもりなどで悩みを感じている本人や家族への丁寧な周知を徹底すること。
42. 児童相談所開設準備に向けて医師、弁護士、保健師、看護師、児童福祉司、児童心理司、保育士、児童指導員、栄養士、調理員等専門職の採用を積極的に行い、体制を十分に整えること。
43. 児童相談所開設にあたり受付業務、虐待通告を受けたとの安全確認、家族再統合事業などの民間委託は止めること。
44. 一時保護所は個室を基本とし、兄弟など複数にも対応できる部屋を確保すること。

## **東京一極集中の再開発や道路、羽田新ルートではなく 防災・環境を大事にした住民参加のまちづくりを**

### **( 羽田空港新ルート計画 )**

1. 騒音・落下物・大気汚染・資産価値の下落など被害を与え、墜落事故の際は甚大な被害を発生させることになる品川上空を低空飛行する羽田新ルート計画に反対を表明し、国に決定の撤回を求める。
2. 羽田新ルート計画について、着陸高度図を作成し、飛行経路直下の住宅戸数や、学校や子どもの施設、介護・医療・障害者等の施設、主要駅の数と名称、それぞれの騒音値を明らかにすること。
3. 羽田新ルート計画によるPM2.5 数値、2018年10月に更新されたWHO騒音ガイドラインも踏まえた健康被害、落下物や墜落事故の可能性、資産価値への影響など、区民生活への影響を調査・検証、公表することを国に求め、しかるべき研究機関に調査を依頼するなど区としても実施すること。
4. 追加の教室型説明会の開催を国に求めること。説明会のマスコミ取材、参加者の録音や撮影を認め、議事録を作成し公開すること。
5. 区民の計画への賛否を問うアンケートや住民投票条例を制定し実施すること。
6. 品川区と国交省など、自治体が国などへの要請や交渉を行う際には、要請内容や議事録など内容がわかるものを公文書として作成し、保存、公開すること。
7. 新ルート撤回に向け、必要な調査や他自治体との連携、騒音や大気汚染など各種データの採取、住民の苦情や相談を受け付ける窓口を含んだ専門部署を設置すること。

### **( 超高層再開発・まちづくり )**

1. 品川区まちづくりマスタープランは白紙に戻し、住民参加を位置づけ作り直すこと。長期基本計画で超高層再開発の更なる推進は止めること。
2. 住民を追い出しまちと環境を壊す上、防災上や将来の建替えにも重大な課題がある超高層再開発は見直し、巨額な税金投入はやめること。補助金や公共施設管理者負担金を投入した再開発のマンション事業でもたらされた営業利益額や参加組合員への保留床売却価格は、公開すること。
3. これ以上の高層化にストップをかけるため、住民合意のもと絶対高さ制限を導入し、住み良いまちづくりを推進すること。

4. 品川駅南地域、戸越公園駅・大井町駅・武蔵小山駅・大崎駅・五反田駅周辺のまちづくりなど、街づくりにあたっては、地権者・事業者だけでなく計画立案段階から居住者および近隣住民や店舗に資金計画含む事業推進計画を公開し、充分な説明と合意を前提とすること。再開発においては、計画案作成段階で住民意見を反映させるため、都市計画法 16 条 1 項で定められている公聴会を必ず開催すること。
5. 北品川駅高架化に伴う駅前広場、旧東海道を横断するアクセス道路計画は白紙にすること。
6. 目黒駅前地区再開発内の都保有の約 1 万 7000 m<sup>2</sup> の権利床は、企業へのテナント貸しではなく、若者就労、子育て支援、高齢者・障害者の施設や集会室など、住民のために活用できるよう都に働きかけること。
7. 「武蔵小山駅周辺地域まちづくりビジョン」「同街並み誘導指針」「景観計画における重点地区指定」は住民参加で見直すこと。武蔵小山駅周辺開発計画は白紙撤回し、住民合意の街づくりに転換すること。
8. 近隣住民から声があがっている大崎駅西口 F 南地区開発の 149 ヶ所 39 階建てビル計画は、日照や風害などの被害が出ない規模に縮小すること。
9. 再開発ビルおよび超高層ビルには風速計の設置とデータの住民への公表を義務付けること。区が風害の研究を行い、風害対策を実施すること。
10. 中高層建築物の建設にあたっては、個人住宅を除き、「予防と調整に関する条例」第 5 条に基づく「周辺の生活環境に及ぼす影響」(世帯数、人口、年齢層、家屋の種類などを基にした具体的対策や風環境影響調査) を区と近隣住民に調査書として提出するよう義務付けること。また、建築物解体工事は現行の狭すぎる住民説明基準を見直し、周辺への影響と対策について説明と対策を徹底すること。
11. ワンルームマンションへ義務付けているファミリータイプの併設は戸数や広さを拡大すること。駐輪場の付置義務台数を増やすこと。投資型ワンルームは規制をすること。
12. 良好な住環境を守るため、カプセルホテルなど旅館業法に基づく建物を建てる場合における住民説明会の開催を義務化する条例を作成すること。
13. 区の民泊条例は、①住居専用地域、住居地域、準工業地域、工業地域、学校・児童福祉施設など、住民の申し出のあった地域を営業日数ゼロ地域にする②家主または管理業者を常駐させる③近隣住民への説明会、協定書の締結を義務付ける④集合住宅規制として、届け出時に営業を認めるマンション規約や決議文等の提出を義務付ける⑤区の検査、調査を強化する、以上⑤点を盛り込み改正すること。
14. 導入に向け検討中のコミュニティーバスは、高齢者などの移動支援、買い物

支援、外出支援など区民の移動の権利の保障を目的にすること。区民ニーズの把握は引き続きアンケート等で幅広く調査をした上、区民から寄せられている、①「中原街道を通るルート」、②「昭和大学病院、NTT 東日本関東病院」「さくら会や各特養ホーム」「臨海斎場、なぎさ会館、桐ヶ谷斎場」「品川区役所、荏原・五反田など各文化センター、スクエア荏原」に行けるルート、③「五反田駅と大井町駅をつなぐルート」④「近隣商店街に行けるルート」などを検討すること。料金は、高齢者や障害者、18歳未満は無料とし、それ以外は100円程度の低廉なものにすること。昇降の楽な低床バスを導入すること。

15. 自転車およびバイク駐車場の増設は、住民への事前説明と合意に基づき進め、鉄道事業者に財政負担を求める。鉄道事業者が駐輪場を設置する場合は利用料金等、運営にかかる協定を結ぶこと。
16. 大型店、スーパーなどに、自転車およびバイク駐車場の大幅増設を求めること。
17. 区民集会所など公共施設に、自転車およびバイク駐車場の設置・増設を行うこと。
18. 住民が納得していない大森駅前住宅前の歩道上の駐輪場は残りの箇所も全て撤去すること。大森駅地下駐輪場の利用料は、他施設と同額に引き下げ、当日利用も可能とすること。
19. 区立自転車駐車場の利用料について、短時間利用は無料とし、学割制度を設けるなど負担軽減策を図ること。定期利用、当日利用の利用台数の割合は、自転車駐車場の利用実態にそって改善すること。
20. 西大井駅前の自転車駐車場の台数を増やすため、現在2階建の区営駐輪場を建て替えて、利用可能な台数を増やすこと。
21. JR大崎短絡線計画は、関係機関に白紙撤回するよう働きかけること。
22. 首都高速中央環状品川線は、大気汚染や騒音の悪化が発生しない対策と津波・高潮対策を都にはたらきかけること。
23. 防災の役に立たず、住民を追い出し、まちや商店街を壊す補助29・28号線、放射2号線道路は2020年度末と迫る計画期限内での完成の見通しもない。即、中止し、事業廃止を都にはたらきかけること。廃止までの間、道路用地のため取得した事業用地は、住民要望を踏まえ柔軟に活用すること。
24. 補助29号線道路計画を進めるために大崎図書館を解体することはやめ、住民の意見を聴き集会所・憩いのスペースなどの活用を検討すること。
25. 放射2号線道路計画を進めるため、荏原一丁目町会会館の代替地として荏原児童遊園の一部を都に払い下げた経緯を近隣住民に直接説明すること。
26. 東京都の「第四次事業化計画」は具体化せず、道路行政は抜本的に見直すこと

と。策定中の「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」においては未着手道路だけでなく認可や事業化された道路も含め見直すよう、都に求めること。

27. 西品川二・三丁目地区整備計画内の幅員 6 メートルの防災生活道路の整備にあたっては、拙速に地区計画に定めることは止めること。地権者の声を十分に聞き、理解を得て進めることとし、必要な生活再建策の検討を行うこと。
28. 西品川一丁目の木密連担地域改善事業は、行政や民間事業者が主導し進めるのではなく、住民同士がアイデアや意見を出し合い住民合意で進め、まちの良いところを活かしたまちづくりにすること。
29. 景観行政団体として区内の歴史や文化を伝える町並みを守る努力を行い、旧東海道の道幅や横丁を残すこと。住民参加で旧東海道・品川宿地区の高層建築物を規制すること。
30. 区内の歴史的・文化的に価値のある魅力的な建築物の保存へ、耐震化や維持・補修などにかかる経費の補助制度を創設すること。
31. 池田山など第一種低層住宅専用地域に指定されている閑静な住宅地の環境と景観を守るために、幹線道路沿道の建物の高さを制限するなど、住民合意でまちづくりのルールを定めること。
32. 私道整備事業は道路幅員の制限を無くし、住民負担を無料とすること。申請後、速やかに工事が実施できるようにすること。
33. 区内の高速道路や地下鉄、沈埋トンネル、隧道など定期点検、補修の体制を強化すること。
34. 大義のないリニア新幹線建設に反対し、東海道新幹線の地震・津波対策、大地震の鉄道復旧にこそ取り組むべきと JR 東海に働きかけること。

### ( リサイクル・地球温暖化対策・環境 )

1. 196カ国・地域のすべてに温室効果ガスの削減を求めた「パリ協定」の目標達成のため、日本政府が削減の達成でも途上国支援でも国際的責任を果たすよう求めること。区としても協定の目標達成にふさわしい目標を再設定し、区民や事業者に働きかけ、年度毎の達成状況を公表して推進し達成すること。
2. 品川区は地球温暖化対策の推進・啓発のため、グリーン購入ネットワーク等が呼びかけている再エネ 100 宣言への参加や機構非常事態宣言を行うこと。
3. それぞれの再開発ビルによる CO<sub>2</sub> 排出量を算出し、公表すること。削減計画を策定し、CO<sub>2</sub> 排出を加速させる超高層ビルの建設は見直すこと。
4. 太陽光発電システム等設置助成制度は、事業を開始した平成 23 年度の助成額に戻し、国と都にも元に戻すよう働きかけること。マンションは規模に合

わせて増額し、申請受付は通年とすること。また、設置に必要な建物補強工事の助成をつくること。蓄電池の設置への助成制度をつくること。

5. 一定規模のビル建設に対し、植樹や壁面緑化、屋上・駐車場緑化など緑化への指導強化、太陽光パネル設置・風力・小規模水力発電設備など自然エネルギー導入を義務づけること。
6. 公共施設において、壁面や屋上緑化を積極的に進めること。太陽光パネル・風力・小規模水力発電設備など自然エネルギーを導入し、全ての区有施設でそれぞれまかなえる発電量を目標に設置を進めること。
7. 小水力、バイオマス燃料など、都会に適した自然エネルギー開発の研究を進めること。
8. 早期に自転車活用推進計画、それに基づき自転車通行空間の整備方針を定める自転車ネットワーク計画を策定し、自転車道の整備は、交通安全対策と共に積極的に進めること。
9. 都の自転車推奨ルート整備計画にある、区内の路線については、車道への自転車レーン（ブルーレーン）等を整備すること。駅周辺の道路についてはナビマークでなくブルーレーンの整備につとめること。
10. 大気汚染及び地球温暖化対策として、環境計画に樹木を大幅に増やす計画を入れること。公共施設や公道への植樹を強めること。落葉樹が主体の既設道路は常緑樹へ転換し、また、新たな沿道植栽を行う場合は、原則常緑広葉樹で行うこと。国道・都道の街路樹についても同様に国・都に要請すること。
11. 緑化推進のため、街なみ緑化助成事業（生垣助成、防災緑化助成、屋上緑化助成）を拡充し周知を強めること。屋上緑化については、導入時だけでなくその後の土の入れ換え等メンテナンスへの支援も検討すること。
12. 幹線道路からの自動車排ガス、品川・大井ふ頭の船舶やトラックからのディーゼル排出ガス、および羽田空港の航空機からの排出ガスから発生するPM2.5やナノ粒子対策として、国・都・企業と協力し、交通量規制、発生源規制、緑化推進など対策を実施すること。
13. 区設置の平塚橋交差点測定局においても、PM2.5を常時測定しリアルタイムで公表すること。
14. 八潮測定局のNO<sub>2</sub>等の測定値は、東京都の大気環境測定結果ページでも同時に見られるようにすること。
15. 住民要望を受け進められている湾岸八潮環境監視局の移動を、着実かつ早期に進めるよう首都高[㈱]にはたらきかけること。
16. 戸建て住宅、マンション、会社、学校など公共施設で、ゴーヤやアサガオなどみどりのカーテンづくりの普及を強めること。
17. 雨水利用タンクの設置助成制度の周知の強化、助成額を増額し普及を強める

こと。マンションや商店街は助成額を上乗せすること。公共施設への設置をさらに進めること。

18. 在宅高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、低所得者、とりわけ独居の方に対し、安否確認や緊急避難施設（熱中症防止シェルター開設）、エアコン設置助成制度と夏季の電気料金助成制度をつくるなど区の責任において必要な熱中症予防策を強化すること。
19. ごみの発生抑制、再使用、再資源化を進めるため、製造者責任を明確にした法整備をするよう国に働きかけること。
20. ごみゼロ宣言を行い、ごみの減量の取り組みを強化すること。
21. サーマルリサイクルは中止すること。すべてのプラスチックごみを回収し、燃やさずにリサイクルすること。
22. 一般家庭の生ごみリサイクルを区として実施すること。食用廃油リサイクルを区民参加で拡充・強化すること。
23. ダイオキシンの測定局を八潮地域に設置するよう都に働きかけること。
24. 工場や大型店舗、再開発ビルなどからの低周波被害について実態調査と対策を該当施設に求めること。
25. 首都高速一号羽田線のかさ上げによる騒音を防ぐために、八潮団地側にも防音壁を設けること。
26. アスベスト分析調査助成及び除去等助成制度の周知を広げること。それぞれ5件、3件にとどまる助成件数を増やし、今後ピークを迎えるアスベスト使用建物の解体の対策に備えること。

## （ 住宅 ）

1. 区営住宅や高齢者住宅（シルバーピア方式）、障害者住宅など公営住宅を増設すること。建替え時には可能な限り戸数を増やすこと。都および国に対して、用地取得に対する財政援助を求める。既存の公営住宅にエレベーターを設置すること。
2. 区営住宅浴室の浴槽・給湯器は、居住者の希望に沿って区の負担で設置すること。
3. 都営住宅条例が改正されたことに合わせ、区営住宅の入居の際の連帯保証人も不要にすること。
4. 区営住宅の入居対象者に、同性カップルを認めること。
5. 区営住宅など公的住宅の指定管理者制度はやめ、直営に戻すこと。
6. 都営住宅の増設を都に働きかけること。品川駅南地域の北品川・東品川都営住宅は存続し、再開発の種地に充てるのはやめること。小規模で移管対象に

なる都営住宅の移管を進めること。

7. 都営住宅の三親等承継、単身者の 50 歳入居制度の復活、引き下げられた入居所得要件を元に戻すよう都に求めること。また、区営住宅でも同様の制度に切り替えること。
8. 若者単身者や子育て世帯、低所得高齢者など住宅困窮者への家賃助成を実施すること。
9. 八潮団地の再生に向け、UR 住宅や住宅供給公社などの空き室の借り上げ提供、子育て世帯への家賃補助の実施、冒険広場やスケボー場など子ども視点の公園整備、高齢者への買い物送迎支援、エレベーター設置促進など進めること。また、熱供給システムの利用実態と費用負担について調査をおこない、東京熱供給株式会社に料金引き下げを求めるここと。
10. 八潮にある 350 戸の旧雇用促進住宅は、現在の居住者について、10 年の期限をつけて今までの家賃額を継続するよう所有者に求めること。

### ( 防災対策 )

1. 品川区地域防災計画は、災害対策基本法に定められている自治体の責務（区民の生命、身体および財産を守る）を位置づけ、震災を未然に防ぐための予防対策を第一とした計画へ見直すこと。
2. 住宅の耐震化は、所有者の自己責任（自助）という基本姿勢を改めること。
3. 品川を襲う地震、豪雨、高潮など大規模災害発生時には、区内の被害状況（戸建住宅やマンション、道路の損壊・ひび割れや浸水、医療や介護施設の対応、家具の転倒、帰宅困難者や高齢者、障害者の実態、保育園や学校などの児童生徒の帰宅など）を調査し、地域防災計画に反映させること。
4. 大震災の被害を防ぐ対策について、区民の防災意識向上と対策の実効性を高めるため、まずは地域防災計画の被害想定は、避難者数や帰宅困難者数はもとより、車両・マンション・雑居ビル・コンビナートなどの火災、鉄道車両の転倒など、実際に起こりうる被害の想定を徹底すること。
5. 震災に強いまちづくりは、戸越 1・2 丁目地区のような住民が望む町並みを生かした「まちづくり誘導手法」による木造密集地域の改善を、住民参加と合意を元に、区が責任を持って進めること。
6. ブロック塀撤去の助成制度の周知・普及へ、スクールゾーン、通学路沿線の全戸訪問を実施し進めること。また、対象は道路沿いに限らず敷地境界の塀も対象に加えること。
7. 品川区の住宅耐震化 95% 目標実現に必要な住宅耐震の診断・補強工事について、事業の年次計画を策定し、年度毎の達成状況を公表し、推進すること。

防災訓練や講演会、個別訪問による直接的な情報提供や働きかけなど、大小あらゆる機会を通して、制度の周知を徹底すること。耐震化促進協議会は町会・建設関連団体と行政が一体となった体制とし、区の責任で耐震化の推進を強化すること。

8. 木造住宅の一般耐震診断は自己負担分を無料とし、通年申請を受け付けること。区の責任で、耐震診断士を増員するなど体制強化を急ぐこと。
9. 熊本地震の教訓を踏まえ、新耐震基準以降の 1981～2000 年築の住宅についても耐震診断と補強工事の助成制度の対象にすること。
10. 木造住宅耐震改修助成は、同時に工事も補助対象とし、300 万円を上限に支給すること。障害者や高齢者がいる世帯、低所得者世帯は、助成額を上乗せすること。多くの区内中小企業に仕事が回るように、助成額の割増など誘導策を実施すること。
11. 木造住宅簡易補強工事は、品川シェルターの普及に向け、区民への周知と工夫を強化すること。品川シェルター以外の工法も開発するなど、同程度の簡易な補強工事も助成対象とすること。墨田区が実施している防火・耐震化改修促進事業を、品川区でも導入すること。
12. 住宅建替え・不燃化支援事業は、2020 年度末との期限を延長し、区内全域で実施すること。
13. マンションの耐震補強支援を強化すること。
14. 密集住宅市街地整備促進事業地区、防災生活圏促進事業地区以外でも公園・公開空地を積極的に確保すること。一町会に一ヶ所の公園（防災活動広場など）がない町会は優先して確保すること。密集住宅市街地整備促進事業地区の拡大を図ること。
15. 公園トイレや公衆トイレについて、洋式化とセクシャルマイノリティへの配慮、ベビーシート・チェアやユニバーサルシートの設置など多目的化を進めること。
16. 住宅用火災警報器設置助成制度を復活させ、全世帯設置を徹底すること。
17. 家具転倒防止器具の設置普及へ、一般世帯を対象にした家具転倒防止器具の取付費用の助成制度は本人負担を無料にし、器具の配布も助成対象にすること。全ての高齢者、障害者、妊娠婦、ひとり親の世帯など必要な家庭には器具の配布と設置は無料でおこなうこと。設置工事については、区内建設業者の仕事確保支援策を位置づけること。
18. 中高層マンションでの震災対策について、ライフライン復旧までの対策やエレベーター閉じ込め防止対策、防災倉庫、防災住民組織、防災訓練の実施など実態調査を定期的に実施すること。策定されたマニュアルやハンドブックは、地域防災訓練やマンション管理組合の総会時などでの配布や全戸配布を

実施するなど周知を徹底し、当事者参加を位置づけ居住者支援策の改善・強化を図ること。

19. 長時間地震動、長周期地震動の被害が指摘されている中、これ以上の超高層ビル建設は中止し、被害の実態について、独自に調査や研究を進め、マンション防災対策に反映させること。
20. マンションとあわせ、戸建住宅についても、震災時における在宅避難生活支援プランを策定し、障害者や高齢者など在宅支援が困難な方と避難所、各福祉施設との連携について、住民参加を位置づけて構築すること。
21. 区の建物などについて、エレベーターがある区営住宅や区民住宅、八潮団地、品川区役所、きゅりあん、スクエア荏原、中小企業センターなどにエレベーター内備蓄ボックスを設置し備蓄を行い、利用者の安全確保、区民へのPRを実施すること。
22. 震災時の通話の確保へ、地域センターなど公共施設に公衆電話を設置すること。
23. オフィスビルについて、帰宅困難者用の備蓄・コピー機固定やロッカー転倒防止など必要な対策の推進を図るため、策定された事業者向け防災ハンドブックの充実と普及につとめ、定期的な実施状況の確認を行うこと。
24. 障害者や高齢者など災害時要援護者の震災時の生活や支援策について、現状の防災計画への理解を深めるため、当事者及び家族に対し、説明会を定期的に実施すること。寄せられた意見や不安については、防災計画に丁寧に反映させること。
25. 家庭での懐中電灯やラジオなど災害用品のあっせん事業と備えの重要性の周知啓発を徹底すること。
26. 地震や台風発生時の災害情報の伝達手段については、防災無線の改善以外にも、防災ラジオ、FMしながわ、SNS・メールやホームページ、CATV、電話などの手段を使い、必要な情報が着実に区民に届くように万全の体制を取ること。ホームページがつながらないことがないよう通信容量のアップや、デジタル化に伴い使用できなくなる防災ラジオの更新・低廉な価格でのあっせんを行うこと。
27. 避難行動要支援者名簿登録の対象について、知的障害や精神障害などを「希望するもの」ではなく、はじめから対象とし、定期的な郵送や障害者福祉祭りなどイベント事業などを通じて、制度周知の徹底を図ること。名簿登録は福祉関係部局や民生委員など関係者を集め、直接働きかける同意方式に変え、抜本的に登録を引き上げること。個別支援プランの作成は、町会任せではなく行政がプラン作成の仕組みをつくり、本人参加と同意のもとに進めること。
28. 福祉避難所・二次避難所について、必要な受入数を想定し、規模に見合った

施設確保を民間施設と共に協力し進めること。必要な支援体制と備蓄などの確立に向け、障害者やその家族の参加を位置づけた、災害時要援護者支援マニュアルと同避難所運営マニュアルの策定を直ちに進めること。計画策定後は実効性を高め、必要な改善に繋げるために避難所運営訓練を実施すること。

29. 震災関連死を防ぎ、人権が保障される避難所環境の確保へ、国際基準・スフィア基準を参考に、あたたかい食事の提供、プライバシーを保つ間仕切りやエコノミー症候群予防にもなる簡易ベッド・ダンボールベッドの活用、冷暖房、入浴設備、寝食分離できる食事スペース、女性トイレの数を男性の3倍にする等、避難所の改善を、障害者や高齢者などの参加を位置づけて進めること。全ての避難所に太陽光発電と蓄電池設備を設置すること。ペットの同伴避難ができる避難所を設けること。台風・豪雨・高潮に伴う避難所の開設にあたっても同様の対応をとること。
30. 全ての避難所について、住民参加を位置づけて避難所運営プランを策定し、避難所運営マニュアルの地域住民への配布など区民への事前周知と避難所運営訓練の実施、改善点のマニュアルへの反映を徹底すること。その際、避難所の中に福祉避難室の設置や必要品の備蓄、支援体制を強め、高齢者や障害者、妊婦や乳幼児の人権と生命が守れる計画の策定を徹底すること。
31. ヘルプカードの活用について、当事者への事業周知を徹底することとあわせて、区民への理解を広げ、震災時の支援ができる環境を整えること。
32. 津波・高潮対策について、区の責任で、住民参加を位置づけた住民避難計画作成と訓練を実施すること。津波・高潮避難ビルの指定を更に進めること。
33. 津波・高潮、液状化のハザードマップを作り、被害状況や海拔・地盤情報などの、区民へのわかりやすい情報提供に努めること。地盤の診断や改良工事などの技術的・経済的支援を実施すること。
34. 各町会に配備されたスタンドパイプが震災時に使用できるよう、都に対して上水道継ぎ手耐震化目標を100%に引き上げ、緊急に進めるよう求めること。火災危険度の高い地域については優先すること。
35. スタンドパイプは各町会配備のみでなく地域の声をよく聞き、地域の危険度に合わせたきめ細かな配備や、ホースの支給、収納ケース設置支援を実施すること。また、全ての町会でスタンドパイプの訓練が実施できるように、消防署と連携した支援を強めること。
36. 防災資器材整備助成制度の対象に、区と災害時協力協定を締結する地域防災組織も加えること。
37. D級ポンプ、C級ポンプを各町会に必要数配備し、多くの区民が使えるような訓練と体制整備を行うこと。
38. 感震ブレーカー設置助成制度は周知の徹底と、区内全域へ対象を拡大すること

と。また、工事委託先に品川区住宅センターも加えること。

39. 初期消火対策として、街頭消火器などの増配備を町会と連携して推進すること。また、公共施設など配備可能な施設にまとめて配備するなど抜本的に強化すること。
40. 防火貯水槽、防災井戸のポンプ設置や修理などへの助成制度の創設など消防水利の確保を抜本的に増やすこと。火災危険度の高い地域への設置は直ちに行うこと。
41. 街頭消火器マップとともに防火貯水槽、消火栓の場所など防災情報がわかるマップを町会ごとに作成し、住民に配布するなど、周知を徹底すること。
42. 消防隊員の待遇改善とあわせ、消防署の職員体制、消防車の増配置など消防力強化を東京都に求めること。
43. 消防団分団施設の土地を確保し、会議休憩室、トイレなど完備するよう都に働きかけること。
44. 各避難所・駅ごとに避難者や帰宅困難者の想定を行い、避難所や帰宅困難者一時滞在所の確保に向け、民間施設にも働きかけて、必要な防災計画を策定すること。
45. 各避難所の備蓄物資と食糧は必要数を想定し、備蓄を強化すること。まずは、最低1週間以上の飲料水、食糧、トイレ、毛布など防寒具の確保に区が責任をもって進めること。
46. 防災トイレは、必要数を想定し、確保に努めること。学校避難所の上下水道の耐震化を行い、すべてのトイレが使用可能になることを目指すこと。広域避難場所にマンホールトイレや、防災井戸や雨水利用タンク（管理棟や公衆トイレなどの屋根を利用）の設置を急いで進めること。災害時に利用可能なトイレ設置は新設の公園だけでなく、既存の公園や福祉施設にも設置を進めること。
47. 災害時の情報発信について、発災直後や半日後、2～3日後、一週間後、一ヶ月後など、それぞれ、各時系列で、発信すべき情報について、過去の震災に学び、あらかじめアナウンス原稿や発信文章を策定し、防災訓練などで活用、改善を積み重ねること。知的・精神・視覚・聴覚障害者など、情報を受信することが困難な方への支援策を区の責任で構築すること。
48. 仮設住宅の設置について、まずは引き続き自宅での生活を可能とするための耐震化支援を徹底すると共に、必要な仮設住宅の建設予定戸数や民間敷地での建設など、必要な計画を作ること。また、過去の震災に学び、プレハブ業者への一括発注ではなく、人権が保障され生活環境が整う仮設住宅の建設やホテルや賃貸住宅など、借り上げ型仮設住宅について、具体的に検討すること。

49. 災害復旧特別会計に、長期的な復興計画を盛り込む事はやめること。

### ( 原発災害 )

1. 原発の再稼働に反対し、原発ゼロを政府に求めること。品川区が独自に行なっている放射線量の測定や除染は継続し、その費用は、国と東電が負担するよう政府に求めること。
2. 放射性物質の基準値を超える食品を市場に流通させない仕組みを政府に求めること。
3. 放射能汚染水問題では、国に対し収束宣言を撤回し、非常事態という共通認識のもと、英知と総力を結集し抜本対策をとるよう求めること。
4. 子どもたちの内部被曝ゼロを目指し、区民の不安解消のため、学校給食食材の放射線量測定は継続し、全ての学校や保育園、幼稚園の測定を実施し回数を増やすこと。
5. 家庭でつかう食材を測定できるよう放射性物質の測定器を設置し検査体制を整備すること。
6. 家庭で子どもの内部被曝を防ぐための調理方法など対応策を記したパンフレットを作成し、区民への周知を行うこと。
7. 放射能汚染問題に関する総合相談窓口を設置すること。
8. 放射線量が高いホットスポットを発見するために、きめ細かい測定を再開し定期的に行い、測定結果は速やかに公表すること。区民から要望があった箇所についても放射線量の測定を引き続き行うこと。
9. 放射線測定器の区民への貸出を継続すること。
10. 希望者が放射能による健康被害をチェックできる対策をとること。
11. 地域防災計画にある、原発災害から区民を守るために放射能被害対策の内容を抜本的に引き上げること。
12. 区民住宅など、区内に避難している東日本大震災の被災者が引き続き無料で入居できるよう必要な措置を講じること。

## 子どもの人権を尊重し、ゆきとどいた教育を

1. 子どもの豊かな学びを保障するために、全学年で 30 人学級を実施するよう国・都に求め、区として独自に実施すること。
2. 学校選択制は中止すること。
3. 小中一貫教育などの「しながわ教育ルネッサンス」は、教職員や保護者、地域住民などの参加、学区毎の公聴会の開催等を行い、子どもの権利条約を踏まえ真摯に検証して見直すこと。
4. 品川区教育大綱に「校舎改築や学校配置のあり方について検討」と記されているが、学校統廃合は行わないこと。
5. 「義務教育学校」は廃止し、元の学校に戻すこと。
6. 学校運営やコミュニティスクールは、地域、保護者、教職員の意見を聞き、民主的に行うこと。
7. 学校、幼稚園、保育園、幼保一体施設の行事等において、内心の自由を奪う「日の丸」「君が代」の強制をしないこと。
8. 教育委員会の予算審議と議事録は全文公開とすること。また、教育委員会定例会の傍聴は、希望者全員を受け入れるようにし、マイクの使用や磁気ループなど傍聴者が聞こえるようにすること。また資料の配布をおこなうこと。特に教科書採択の日の教育委員会の傍聴は、全員受け入れること。
9. 区長は教育への不当な介入はせず教育環境の整備に徹すること。
10. 教育委員会は、教育委員を公選制とし、委員の合議体として独立性を貫くこと。
11. 品川区一斉学力テストの実施と公開は中止すること。また、全国・東京都の学力テストには参加しないこと。
12. 子どもの貧困を区政の問題として正面から捉え、実態を把握し、それに基づいて子どもの貧困削減目標を明確にした計画をつくり推進体制を整えること。児童センター、保健所、主任児童委員など児童虐待防止のネットワークを強化するためにも、必要な職員配置をすること。
13. 全ての学校図書館に正規雇用の学校司書を専任配置すること。当面、委託の学校図書館司書は、校長が指示できるよう非常勤として配置すること。
14. 全小中学校の体育館にエアコン設置を急ぐこと。また、普通教室の天井に扇風機を備えること。
15. 教室の雨漏りやプールの防水加工など不具合な箇所を直ちに改修すること。
16. 全ての学校プールのシャワーを温水に取り換えること。
17. 学校給食は無料とすること。
18. 学校給食調理業務の民間委託は中止して直営に戻すこと。

19. すべての学校に栄養士を配置できるよう東京都に配置基準の見直しを求める。当面は食育など必要な指導ができるよう区が正規で栄養士を採用して配置すること。
20. 子どもの成長を支える用務職の技術と経験を継承するため採用を再開すること。
21. 学校でのインクルーシブ教育を進め、交流と共同学習の充実、副籍制度の活用を積極的にすること。
22. 地域の学校に通うという選択肢が持てるよう、全ての区立学校に特別支援学級を設置すること。
23. インクルーシブ教育として普通教室と自然に交流し、学びあえるよう特別支援学級の学校内での配置場所を見直すこと。
24. 各学校に設置された特別支援教室の運営の充実、障害を持つ子の教育にふさわしい環境に整えること。
25. 特別支援教室の子どもの状態を把握して、担任と指導員をつなげる重要な役割を持つ専門員の待遇を改善すること。
26. 特別支援教室の拠点校から各学校の教室に教材をもっていく必要がないようあらかじめ配備すること。
27. 特別支援学校における放課後支援事業（学童保育事業）の実施に向け、東京都と連携して検討すること。
28. 東京都立臨海青海特別支援学校の学区域に八潮・勝島・東品川を入れないよう都に求めること。
29. 特別支援教育の推進にあたって、子どもの必要に応じて支援員を配置すること。すべての教員、支援員に対し特別支援教育や人権について研修などを行い理解を深めること。
30. 校庭の芝生化は利用実態を把握しながら進めること。また、人工芝は、健康への影響被害を検証し適切な素材を使用すること。
31. すべての学校に太陽光パネルを設置し、再生可能エネルギーの活用を通して環境学習を深められるようにすること。
32. 義務教育の完全無償化に向けて、ドリルなど教材費、部活動にかかる費用などを無料にすること。
33. 小規模校の卒業アルバム代や社会科見学のバス代などの補助を増やすこと。
34. 就学援助は生活保護費引き下げに連動させないこと。また、入学準備金は実態に合わせて増額すること。制服代は実費支給とし、就学援助の項目に、クラブ活動費、生徒会費、P T A会費、塾代など加えること。国の通知のとおり公立だけでなく国立や私立も就学援助の対象にすること。
35. 高校や大学などの給付型奨学金制度の対象拡大や増額などを国や都に求め、

区独自に制度をつくること。また、区の奨学金貸付事業の返還免除は全員を対象にすること。

36. しながわ水族館と品川歴史館の幼児・小中学生の利用料は無料にすること。
37. 生徒数の多い義務教育学校の校庭は児童生徒数に見合った広さを確保し、教育環境を整えること。
38. 学校校舎は車椅子が使えるようバリアフリー化を進めること。
39. 義務教育国庫負担を2分の1に戻すよう国に求めること。
40. 区教委は中学校在学中の不登校による欠席を高校入試のマイナス材料にしないよう高校に求めること。
41. いじめへの対応は後まわしにせず、子どもの命を最優先にすること。
42. いじめや不登校で苦しむ子どもに気づき対応できるよう、また、子どもがいつでも相談できるようスクールカウンセラーを全校に正規職員で常勤配置すること。スクールソーシャルワーカーは正規雇用し常勤配置すること。
43. いじめからかけがえのない子どもの命、心身を守りぬくために、全国や区内でいじめを解決した貴重な経験を学び、教職員、保護者、地域で共有し生かすこと。
44. 学校生活の中で児童会や生徒会などの自主的・自治的活動の比重を高め、いじめをしない人間関係をつくる教育活動に取り組むこと。
45. 品川区いじめ防止対策推進条例はいじめの禁止や厳罰化、道徳教育の押し付けではなく、子どものいのち最優先に子どもがいじめられずに安全に生きる権利と、遺族などの真相を知る権利を保障するものに見直すこと。
46. 児童生徒を主体にしたいじめ克服に向けたシンポジウムを実施すること。
47. 伊藤学園プールの一般開放を6月から10月の時期の夜間や土日などで再開すること。
48. 図書館への指定管理者制度は止め、窓口の業務委託を含め、直営で行うこと。専任の司書職員を配置し区民サービスを充実すること。
49. 二葉図書館、源氏前図書館にエレベーターを整備するなど、利用者が安心して利用できるよう施設のバリアフリー化を図ること。
50. 都立小山台高校定時制の存続を都に求めること。
51. 教職員の多忙化の解消のために必要な増員を行うこと。また、教職員の休日出勤を把握するためにタイムカードを打刻できるようにするなど実態把握を行い、労働環境の改善をすること。
52. 教員の多忙化解消と一人ひとりの子どもに向き合える環境保障のため、管理職と一般の教職員が話し合いの場をつくり、学力テストなど不要不急の仕事を減らすこと。介助員の申請書類を簡略化し負担を軽減すること。勤務時間に授業準備ができるよう授業数の削減を国に求めること。

53. 標準授業時間を上回る品川区の授業時間数と土曜授業の削減をすること。
54. 子どもの言動を事細かく管理する「学校スタンダード」は、子どもや教員、保護者の意見を聞き、子どもの権利条約を実践する立場で見直すこと。
55. 学校における性の多様性を理解する授業について、具体的な実践や教材の作成へ、リビットなど関係団体との連携を進めること。また、小学校、中学校、義務教育学校の学校図書室に、子どもにも理解しやすい関係図書を配置すること。
56. 性の悩みを受け付ける区の電話によるカウンセリング相談や「よりそいホットライン」について、学校の保健室や廊下などのポスター提示等で相談窓口の周知を徹底すること。
57. 東京都が改訂した「性教育の手引き」に基づき、区立学校でも実践すること。
58. 教職員免許更新制をやめるよう国に求めること。
59. 人事考查制度、主幹・指導・主任教諭制度の廃止を国に求めること。

## 住民参加を位置づけ区民サービスの向上を

1. 「住民参加条例」を制定し、あらゆる分野で政策決定をする前に住民に説明し、合意形成を徹底すること。
2. 「品川区公共施設等総合計画」は、区所有の施設延床面積・新規施設建設の抑制や、施設の複合化・統合、民営化ありきはやめること。
3. 戸籍住民課など区役所窓口の民間委託はやめること。
4. 区への誇りや愛着、おもてなし活動を強制する品川区おもてなし条例は廃止すること。
5. 品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例は、各団体の自主性を担保し、参加の強制や新たな負担増にならない内容に改定すること。
6. 客引き行為等の防止に関する条例は、すべての区民活動を対象とせずに、悪質な業種を指定する内容に改定すること。
7. 指定管理者制度について、事業者の選考過程や理由に関する資料は、全てホームページで公開すること。
8. 指定管理者制度のモニタリング評価は、事業者まかせではなく区が行うこと。また、総括シートは事業所の経営状況、職員体制や待遇などをチェック項目とするなど事業にかかわる内容は、全てホームページで公開すること。
9. 情報公開制度は政策形成過程の情報も原則公開とし、公開手数料は無料とすること。また、コピー代について、白黒及びカラーの印刷代は料金を引き下げるのこと。
10. 「広報しながわ」が届かない区民に、郵送できることを回覧板や区のケーブルテレビなどで周知徹底すること。
11. パブリックコメントを行う前に住民への説明会を各地域センターごとに開催し、期間は最低 1 か月とすること。また、希望する区民に資料を配布し、意見を提出した区民に対し見解を示した区の返信を出すこと。
12. 各種審議会等の傍聴について、①会議の冒頭に毎回諮ることなく傍聴できるようすること、②傍聴者の途中入室を認めること、③傍聴者に資料を配布し、その資料の持ち帰りを認めること、④資料と会議録全文はインターネット

トで公開すること、以上を基本原則とすること。

13. 区の付属機関の委員の構成は、年齢や職業など幅広い住民世論を反映できるように改善すること。行政委員会の委員などの報酬は社会情勢を踏まえ引き下げること。
14. 区の幹部職員、付属機関、審議会などに女性の比率を高めること。
15. 非核平和都市宣言をしている区として、「ヒバクシャ国際署名」に品川区長として署名すること。また、「核兵器禁止条約」に賛同を表明するとともに、国に早期の条約批准を働きかけること。
16. 核兵器廃絶を求める非核宣言自治体協議会へ参加し、あらゆる核実験に抗議声明を送付すること。
17. 非核平和都市品川宣言を各国政府に送付して、核廃絶を訴えること。
18. 戦争体験世代が減少する中、空襲による犠牲や防空壕など品川区内の戦跡の発掘と保存をすること。また、新たな戦争体験集を公募して発行すること。
19. 区民を戦争に動員する国民保護計画は中止すること。
20. 安倍九条改憲に反対し、憲法違反の安保法制=戦争法廃止、特定秘密保護法、「共謀罪」法の廃止を国に求めること。
21. 憲法が保障する地方自治を否定する辺野古基地建設の強行について、沖縄の闘いと連帶し、国に抗議すること。
22. 区と関連のある企業、第三セクター、社会福祉法人などへの幹部職員の天下りは中止すること。
23. 人権尊重都市品川宣言にSOGI差別禁止を追加し、性の多様性を理解し、性的マイノリティの人権を守るために職員研修や区民への啓発、学校教育を充実すること。
24. 人権尊重都市品川宣言の精神にのっとり、障害者や高齢者、外国人などへの差別を解消するための啓発活動に力をそそぐこと。
25. 行政への申請書類について、性別表記の一斉調査を定期的に行い、申請に不必要的性別表記は削除すること。
26. 世田谷区が実施した「性的マイノリティ支援のための暮らしと意識に関する実態調査」を参考に、区民の性自認や性的指向についての暮らしと意識の実

態調査を実施すること。

27. LGBT など多様な性への理解促進と支援の実施や SOGI 差別禁止に向けた事業展開を充実すること。
28. 渋谷区や世田谷区、札幌市などの先進自治体を参考に、パートナーシップ制度を品川区でも導入すること。
29. 子どもや社会人への LGBT 電話相談窓口を開設すること。
30. 学校や庁舎など区施設でのトイレや更衣室などの施設整備に、LGBT 当事者の意見を踏まえ、子どもも大人も安心できる環境整備を促進する計画を策定すること。
31. 品川区職員互助組合について、同性パートナーも異性パートナーと同様に結婚や傷病等に対する手当を支給すること。
32. ジェンダー平等を行政計画に位置づけ、その実現への取り組みを抜本的に強めること。
33. 性的同意について、子どもも大人も学ぶ機会を多様な形でつくること。また、そのために年齢に応じたガイドブックを作成すること。
34. DV から被害者を守り、自立のための施策の充実を図ること。区役所 7 階の相談ブースは今の通路側ではなく、プライバシーを守り落ち着いて悩みを相談できる部屋に整備すること。また、加害者更生についての調査研究・対策を行うこと。
35. 同和相談員など同和事業は廃止し、「解同」品川支部への総務部分室の貸し出しをやめ、「月見橋の家」の建て替え後はもどさないこと。
36. 公共職場におけるサービス残業を一掃すること。会計年度任用職員の給与や休暇など労働条件は正規職員と同一労働、同一賃金とし、雇用の継続を図ること。行政サービスを行う派遣労働者は希望者全員を直接雇用すること。
37. 区民の自主的な活動を支援するために集会施設を増やすこと。特に 100 人～200 人規模の施設を整備すること。また、使用料は低廉な料金とし、学校、児童センターは無料にすること。また、第三庁舎 6 階講堂、防災センター 3 階ロビーは区民が利用できるようにすること。
38. 東品川地域に住民票や戸籍など各種行政手続きなどができるよう地域セ

ンターを開設すること。例えば、東品川シルバーセンター隣の都有地（元消防所跡地）活用について、区民の声を聞きながら、地域センター等の住民要望の実現に充てること。

39. きゅりあんとスクエア荏原は直営にし、区民集会所と同様の利用料金とし、減免制度を設けること。
40. 区民ギャラリーの利用料は、低廉な料金に引き下げるのこと。
41. 臨海斎場、なぎさ会館、桐ヶ谷斎場へ大井町からもいけるようにバス路線の確保をすること。また、臨海斎場に帰りのバス停留所の案内表示をすること。宗家がマイクロバスを出す場合はバス代の補助を出すこと。
42. 臨海部広域斎場組合会議に対し、各自治体の公費負担を増やし、値上げされた臨海斎場の料金を元に戻すことを求めること。当面、区民の負担増とならないよう区独自策を実施すること。
43. 文化センターや区民集会所、シルバーセンターなどの備品（マイク、カセットデッキ、DVD プレイヤー、プロジェクター、スクリーンなど）を充実させること。また、高齢者が安心して和室利用できるよう正座補助具又は和室用椅子を備え付けること。和室に着つけ教室用の鏡の設置、机やいすなどの備品は高齢者が、軽くて扱いやすいものに改善すること。改善にあたっては利用者の意見を聞いて反映すること。
44. 料理教室など区民の自主的な活動を支援するため、調理ができる施設の増設を進めること。
45. 演劇や音楽活動の練習ができるよう、防音設備のある施設への改修と増設を行うこと。
46. 区民が利用できる身近な所に、宿泊可能な研修施設をつくること。
47. 区有施設の跡地、国有地、都有地の活用にあたっては、地元住民や利用者など住民参加を位置づけ開かれた検討会を立ち上げ、検討を進めること。
48. 旧第一日野小学校跡地利用にあたっては、㈱T O Cへの貸し付けは止め、住民参加で検討を行い、特養ホーム、認可保育園、障害者施設、防災広場など区民要望に充てること。
49. 保育所施設として購入した上大崎 3 丁目の国有地は、設計段階から住民説明

会を開き、園の窓を二重ガラスにしたり送迎ルールをつくるなど、直接的に住民の声を取り入れた保育園にすること。

50. 旧国家公務員宿舎大井西・大井東宿舎の活用にあたっては、住民参加を位置づけ、事業説明会を定期的に開催し、障害者施設や防災公園の整備を住民の理解を得ながら進めること。
51. 林試の森公園隣の国・都有地の活用に当たっては、特養ホームや障害者施設の整備に向け、住民の理解を得ながら進めること。また、現在の施設整備計画の最大の根拠とした避難有効面積について、近隣建物の現状の構造データを元に再算出するよう都に求め、住民に公開する計画説明会を開くこと。
52. ニコン大井製作所跡地について、特養ホームや認可保育園、障害者施設など福祉施設や防災広場など公園や緑地帯の整備など区民要望実現へ、土地購入交渉を積極的に進め、住民参加を位置づけた跡地活用についての計画策定を進めること。
53. 西大井2丁目のNTT社宅跡地について、切実な特養ホームや障害者施設など、行政需要に応えるため、土地購入に向けた交渉を続けること。
54. 公有地活用について、新規建設や改修して事業を変更するなどの際は、建設説明会の前に住民への事業説明会を位置づけ、住民の理解を得ながら事業を進めていくことを区の基本方針にすること。
55. 高齢者など区民が品川荘を気軽に利用できるように、送迎バス付きの企画を作ること。
56. 選択的夫婦別姓を認めるよう国に求めること。区として世論調査を行い、区民意見を把握すること。
57. 各種選挙において、郵便投票の対象を現在の要介護5から拡大するよう、引き続き国に働きかけること。
58. 各種選挙における期日前投票について、上大崎、東五反田地域における投票環境の整備を整えるため、大崎図書館などの区有施設や、JR目黒駅前のアトレ、都営浅草線五反田駅の地下構内などに期日前投票所を設置すること。
59. 西大井4丁目の大田区側について、当日投票所は遠くのウェルカムセンター原ではなく、近くの伊藤小学校に変更すること。

## 権利としてのスポーツ振興の充実を

1. 東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機に、区民が身近にスポーツや文化を享受できる環境づくりを促進するため、公園における遊具の充実や日常の練習や試合ができる球技、水泳、屋内スポーツ等の競技場整備の充実を図ること。また、施設利用料を原則無料とすること。
2. 平和やあらゆる差別のない社会を目指すことをかかげるオリンピック憲章について、学校教育や生涯学習等の中で、学ぶ機会を十分に位置づけ、オリンピック精神の普及・徹底を図ること。
3. 東京オリンピック・パラリンピックの競技開催地元自治体として、LGBT フレンドリー宣言を行い、区役所や駅前などでレインボーフラッグを掲げ、世界各国や地域から区内を訪れる選手や観光客が安心して東京五輪を楽しむことができる環境づくりを進めること。
4. 策定中のスポーツ推進計画に、障害者スポーツの推進を位置付けること。その中にその人に合わせてルールを作るアダプテッド・スポーツの観点を取り入れ、普及すること。
5. 障害がある方が身近にスポーツを楽しむことができるよう、既存の公園や競技場について、誰でもトイレの複数配置や休憩室の整備、医療体制の構築、段差解消や点字ブロックの整備などバリアフリー対応の徹底を、当事者参加を位置づけて進めること。
6. 品川区障害者スポーツセンターを建設し、障害がある方の日常的なスポーツ参加の環境を抜本的に充実させること。また、デイサービスや障害児・者の福祉施設など身近なところで実施できる場所を増やすこと。
7. 大井ふ頭中央海浜公園と潮風公園におけるオリンピック競技場について、大会後も引き続き、住民がスポーツを十分に楽しむことができるよう使いやすい更衣室やシャワー、駐車場などの環境整備を都に求めること。
8. 区内競技場となる大井ふ頭中央海浜公園と潮風公園について、大会終了後に、地域スポーツの振興に寄与するため、都立公園の区移管を都に求めること。
9. 大会競技場における障害者の観覧席について、応援しているチームと一緒に観戦ができる場所や試合全体が見渡せる会場中央など、障害者用観覧席スペースの複数配置を都に求めること。
10. 競技場建設にあたる労働環境について、法令順守をはじめ、労働者の労働時間の記録と実際の労働時間が一致しているか等の労働実態を東京都が現場に入って把握するなど適正管理の徹底を都に求めること。また、発注企業に対してオリンピック調達コードにある、違法な長時間労働の禁止やワークライフバランスの徹底を都に求めること。

11. 様々なスポーツ要求に応えるため、フットサル場、スケーティングエリア、3 オン 3 バスケットコートなどの施設を備えたスポーツ広場を設置すること。また、スポーツを低廉な料金で楽しめる野球場やサッカー場などの施設を増やすこと。八湖北公園のフットサル場、スケートボード場は無料とすること。
12. スポーツ施設などのコインロッカーは無料とすること。

## 若者の声を区政に

1. 改悪された労働者派遣法を抜本改正し、正規雇用を基本とするよう国に求めること。
2. 若年層の雇用推進を図るため、若者の生活や賃金、雇用状況などの実態調査を行うこと。また、若者の未進学、未就職、高校中退者などの実態を把握するため、調査を実施すること。
3. 子ども・若者育成支援法に基づく、品川区子ども・若者計画はひきこもり支援や自殺対策などの拡充に向け、独自に子ども・若者支援地域協議会を設置し、NPO や高校など関係者が情報を共有し具体的な支援策を充実すること。また当事者の意見を反映させること。
4. 若者の正規雇用化を支援する、若者就労体験事業を復活させること。
5. 合同就職面接会への参加企業と回数を増やして実施すること。また建設 4 組合など建設業界も合同就職面接会に参加できるよう改善し、若者の建設業への就職口を増やすこと。
6. 若者サポートステーションを設置し、若者の実態や苦悩によりそった「居場所づくり」とあわせ、語学、パソコンなどのスキルアップに向けた様々なメニューを実施すること。
7. 若者を使い捨てにするブラック企業をなくすため、(仮称) 品川区ブラック企業根絶宣言を行い、区内企業へ雇用主としての社会的責任や労働基準法を遵守するよう徹底すること。区としても区内ブラック企業の実態調査、若者を対象にした労働三権や労働時間など労働基準法を学ぶ講演会の開催、労働基準監督署や労働組合と連携した労働相談会などを開催し、若者の仕事と生活を応援すること。
8. 東京都と連携して「ポケット労働法」の増刷や、成人式での配布、スマホのダウンロードの周知をはじめ、区の窓口、高校・大学への配布、駅頭・コンビニ・ネットカフェなど、若者が目に着く場所に置いて普及すること。
9. 大学や専門学校、高校などに区内企業の求人情報を提供し、学生・生徒に募集内容の周知につとめること。あわせて大手企業に賃金引上げ、新規採用枠の拡大、内定取り消しや派遣切り・期間工切りを実施しないよう働きかけること。若者の仕事確保と中小企業の人材確保を支援する事業を強めること。
10. 子ども・若者フリースペースの充実へ、ユースワーカーの育成に向けた取り組みを進めること。

## **2020 年度予算要望書**

2019年11月発行  
日本共産党品川区議団  
品川区広町2-1-36 品川区役所内  
TEL 03・5742・6818  
FAX 03・3778・3088

